

議案第75号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表53の項中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同表55の項中「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、同表56の項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表57の項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

租税特別措置法等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。